

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年3月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 高地 康 男

群馬県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 田 中 治 男

( 別 紙 )

## 定期監査報告

### 1 対象部課 事務局

### 2 監査の期間

平成22年3月8日から平成22年3月19日

### 3 監査の方法

平成20年度の財務に関する事務の執行について、歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査しました。

監査にあたっては、財務事務に関する事務が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、実施しました。

### 4 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、後期高齢者医療制度の開始から、間もなく2年を経過します。制度施行当初の周知不足による混乱も収まりましたが、引き続き制度広報を実施していく中で、保健事業の健康診査へ関心を高める等の周知も怠りなく実施し、健康診査受診率の増加に資すること及び、後期高齢者医療事業を中心に、事務取扱基準等の見直しを一度実施していただき、不備のある場合は整備すること等を踏まえ、今後も適切な事務執行を望みます。